

令和6年

## 第7回大磯町農業委員会総会会議録

日時 令和6年7月25日 午後1時30分から

場所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

### 1 出席委員

1番 安池雅美

2番 青木貞治

5番 古正輝子

6番 平原則子

7番 竹内欣也

9番 鈴木洋有

10番 吉川正

11番 添田政夫

12番 加藤正和

13番 柳田孝

15番 欠員

16番 戸塚昭雄

### 2 欠席委員

3番 二宮賢一

8番 石井雅浩

### 3 遅刻委員

なし

### 4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西方敬 吉川京男 柏木博 松本常男

### 5 出席事務局員

事務局長 木村公哉

書記 久保田徳人

### 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定  
について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議長 ただ今の出席委員は11名で、定足数に達しておりますので令和6年第7回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお、本日、3番二宮賢一委員と8番石井雅浩委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、12番加藤正和委員と13番柳田孝委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の「議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

なお、議案第21号2番と3番は申請内容が同一の案件ですので一括で審議します。では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、議案書の1ページの3件でございます。場所につきましては総会資料の1ページと2ページをご覧ください。

最初に1番について説明します。

事務局 《議案第21号1番を朗読・説明》

書記 議案第21号1番の内容につきましては、コンビニエンス・ストアの駐車場のための転用許可申請でございます。

当該農地は、生沢地区の小田原厚木道路の大磯インターから降りた県道の交差点脇にある市街化調整区域内の農地で敷地の一部は店舗の工事が始まっています。

また、日照や排水処理など転用による周辺農地への影響はないと考えられます。

なお、7月12日に生沢地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 議案第21号1番につきましては現地確認をお願いした生沢地区担当の竹内委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7番委員（竹内） 7番の竹内です。議案第21号1番の農地について、7月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、県道沿いの市街化調整区域の農地ですが、転用による周辺農地への影響はないと考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、周辺農地に影響はないとのことです。

それでは、議案第21号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第21号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第21号1番は原案とおりに決定いたしました。

それでは次に、議案第21号2番と3番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第21号2番と3番を朗読・説明》

書記 議案第21号2番と3番の内容につきましては、大磯運動公園と国府本郷1号線（通称マリア道）の間にある農地の内、令和5年12月22日付けで許可を受けて令和6年5月29日付けで事業計画変更許可を受けた6筆及び令和6年5月29日付けで許可を受けた2筆について、事業計画変更が生じたため、申請を行うものです。

変更理由は、道路と農地を地続きにし、2ヶ所の造成地の段差を無くすことで効率的な営農を行うためとなっています。

実際には道路と造成地の間の道路法面は許可前に造成を行ってしまい、追認という形となっています。

また、埋め立てられた道路法面には雨水や農業用水のための排水路や集水柵がありますが、雨天の度に土砂が崩れて流出し、排水路が詰まったり、隣接農地に流れ込んだりしている状況が見られます。造成を行っている農地所有適格法人は、擁壁を作ったり、土嚢を積んだりして対応していますが、根本的な改善にはなっていないようです。

なお、7月12日に国府本郷地区担当の吉川委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。造成により、いろいろと問題が生じているとのこと。  
議案第22号2番と3番につきましては、現地確認をお願いした国府本郷地区担当の吉川委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番委員（吉川） 10番委員の吉川です。議案第21号2番と3番の農地について、7月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該地は道路敷地で農地ではありませんが、雨の度に土砂が流出して隣接農家が被害を受けていることから、今後も十分な土砂及び排水対策を行うことを強く要望します。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、事業計画変更に伴う許可申請とのこと。

それでは、議案第21号2番と3番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第21号2番と3番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者多数により、議案第21号2番と3番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に議案第22号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第22号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は議案書3ページと4ページの新規が4件で再設定が1件となります。場所につきましては総会資料の3ページから6ページをご覧ください。

大磯町長より令和6年7月18日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

最初に1番について説明します。

事務局 《議案第22号1番を朗読》

書記 議案第22号1番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は虫窪地区の農業振興地域内の農用地の露地畑1筆です。認定新規就農者の

借り手が農地を借りることで地域の農業振興が図られると考えられます。

なお、7月12日に虫窪地区担当の松本推進委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第22号1番につきましては、現地確認をお願いした虫窪地区担当の松本推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（松本） 推進委員の松本です。議案第22号1番の農地について、7月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は遊休化した露地畑ですが、若い認定新規就農者が果樹畑として借りることで、農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と地域の農地振興が図られるとのことですので。

議長 では、議案第22号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 苗木から果樹を栽培するとのことですが、貸借期間が5年間では収穫が少ないのではないかと。果樹の場合だと10年間とかが良いのではないかと。

書記 当該農地は遊休農地だったので、5年後以降も継続して借りられると考えられます。貸借期間は、あくまでも担い手の有無、相続の問題など地権者の都合で決まります。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第22号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者多数により、議案第22号1番は原案とおりに決定いたしました。

議長 次に、議案第22号2番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第22号2番を朗読》

書記 議案第22号2番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は、国府本郷地区の農業振興地域内の農用地の露地畑1筆です。借り手は、平成29年に国府本郷地区に新規参入した法人の常時従事者で、個人的に新規就農して

農地を借りて営農したいとのことです。

なお、7月10日に国府本郷地区担当の吉川（正）委員と吉川（京男）推進委員及び事務局で面談を行い、推薦を受けています。

議長 ありがとうございます。議案第22号2番につきましては、面談をお願いした国府本郷地区担当の吉川（正）委員から面談の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番委員（吉川） 10番の吉川です。議案第22号2番について、7月10日に私と吉川推進委員及び事務局で面談を行いました。

借り手は、法人の常時従事者で、農業知識も経験も十分あり、農業への意欲もあります。

また、法人が借りている農地は直ぐ近くですので営農に支障はないと考えられますので、吉川推進委員と協議した結果、推薦書に署名しました。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、借り手は新規就農の要件を十分に満たしているとのことです。

議長 では、議案第22号2番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第22号2番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第22号2番は原案とおりに決定いたしました。

議長 次に、議案第22号3番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第22号3番を朗読》

書記 議案第22号3番につきましては、前回の総会で農地管理が十分でなかったとの理由で否決された案件の再審議となります。

総会后に、借り手に対して期限を設けて草刈りなどの対応の指導を行いました。

なお、7月12日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第22号3番につきましては、現地確認をお願いした

西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番の添田です。議案第22号3番の農地について、7月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

前は農地管理が十分でなかったのですが、今回は周辺農地に影響のないように草刈りなどが行われていました。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、今回は管理がされているとのことです。

議長 では、議案第22号3番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第22号3番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第22号3番は原案とおりに決定いたしました。

議長 次の議案第22号4番と5番は、借り手が同一なので一括で審議を行います。では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第22号4番と5番を朗読》

書記 議案第22号4番と5番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は国府新宿地区の農業振興地域内の農用地の1筆と市街化調整区域の3筆の露地畑で、合計面積は8.7アールとなります。

借り手は、平成20年から地元農家の農地で研修を行ってきましたが、今回、その農地を借りて新規就農したいとのことです。

現在、近隣の団体職員ですが、帰宅後や休日に家族と一緒に営農をしており、周辺農家からの苦情もありません。

農業経営基盤強化促進法では、常時従事要件を満たさない場合でも、「地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うこと」及び「農地を適正に利用していない場合には、貸借を解除する旨の条件が農用地利用集積計画に定められていること」の要件を満たせば利用権設定を受けることができます。

なお、7月18日に国府新宿地区担当の吉川（京男）推進委員と吉川（正）委員及び事務局で面談を行い、推薦を受けています。

議長 ありがとうございます。議案第22号4番と5番につきましては、面談をお願いした中丸地区担当の吉川（正）委員から面談の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番委員（吉川） 10番の吉川です。議案第22号4番と5番について、7月18日に私と吉川推進委員及び事務局で面談を行いました。

借り手は、農業知識や経験と農業への意欲もあり、農地は十分管理されていたので、吉川推進委員と協議した結果、推薦書に署名しました。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、借り手は新規就農の要件を十分に満たしているとのことです。

議長 では、議案第22号4番と5番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第22号4番と5番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第22号4番と5番は原案とおりに決定いたしました。以上で議案第22号のすべての審議が終了しました。なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 次に、報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書5ページの3件でございます。場所につきましては、総会資料の7ページと8ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番から3番を朗読》

書記 報告第1号1番から3番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和6年第7回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時52分)